

付属資料

資料1 諮問	資料-1
資料2 答申	資料-3
資料3 枚方市環境審議会及び環境基本計画改定部会委員名簿	資料-4
資料4 枚方市環境審議会における審議経過	資料-6
資料5 市民ワークショップ	資料-7
資料6 枚方の環境をお知らせする会	資料-7
資料7 市民アンケート	資料-8
資料8 用語説明	資料-16
資料9 枚方市環境基本条例	資料-20

資料1 諮問

環総第154号
平成22年7月2日

枚方市環境審議会
会長 浅野 浅春 様

枚方市長 竹内 脩

枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）

標題の件に関し、環境の保全及び創造に関する施策の計画的な推進のあり方について、枚方市環境基本条例（平成10年枚方市条例第1号）第26条第2項第1号の規定に基づき、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

(別紙)

諮 問 趣 旨

枚方市環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、本市における環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 13 年 2 月に枚方市環境基本条例に基づき策定し、市民・事業者とともに諸施策を展開してまいりました。

基本計画の策定後、9 年が経過し、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、地球温暖化については、私たちの生存に大きな影響を与える問題として重要性・危険性が高まり、「低炭素社会」の実現に向けて取り組みが本格的に進められています。また、生物多様性やヒートアイランドなどの問題も大きくクローズアップされるようになりました。

本市としては、基本計画が平成 22 年度に計画期間を満了することもあり、これまでの施策の実施状況や現在直面している環境問題、将来にわたる課題、社会経済状況の変化等を踏まえ、今後の環境政策の目標、展開する施策等について検討する必要があると考えております。また、今日の環境問題を解決するためには、市民・事業者・行政の各主体の役割と責任を明確にし、連携・協力して環境に関する施策を展開していくことが非常に重要となっています。

つきましては、基本計画を改定するにあたり、基本計画の見直しに係る基本的な考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。

資料2 答申

平成22年11月26日

枚方市長 竹内 脩 様

枚方市環境審議会
会長 浅野 浅春

枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（答申）

平成22年7月2日付け環総第154号にて諮問のありました「枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について」について審議を行った結果、別添のとおり答申します。

（別添 略）

資料3 枚方市環境審議会及び環境基本計画改定部会委員名簿

1) 枚方市環境審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職 等
◎浅野 浅春	関西外国語大学 国際言語学部 教授
石川 聡子	大阪教育大学 教育学部 准教授
稲森 郁子	市民公募
今田 晃	市民公募
柿丸 裕	社団法人枚方青年会議所 室長
川合 進二郎	大阪歯科大学 生物学教室 教授
小杉 緑子	京都大学大学院 農学研究科 助教
下野 辰久	大阪国際大学 人間科学部 教授
○高橋 さち子	龍谷大学非常勤講師、滋賀女子短期大学非常勤講師
田中 隆夫	北大阪商工会議所 常務理事・事務局長
田中 みさ子	大阪産業大学 人間環境学部 准教授
永嶋 里枝	枚方法律事務所 弁護士
西岡 誠語	枚方市工業会 代表幹事
野田 奏栄	社団法人大阪自然環境保全協会 理事
弘田 徹	国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所河川環境課 課長
増田 啓子	龍谷大学 経済学部 教授
松宮 治市	北河内農業協同組合 理事
丸井 晶子	特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 理事長
三田村 宗樹	大阪市立大学大学院 理学研究科 教授
峯川 章子	大阪府枚方保健所 所長
三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部 教授
藪本 久美	枚方市立小学校長会 (中宮北小学校 校長)

◎は会長、○は副会長

2) 枚方市環境審議会環境基本計画改定部会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	現 職 等
稲森 郁子	市民公募
今田 晃	市民公募
○下野 辰久	大阪国際大学 人間科学部 教授
田中 隆夫	北大阪商工会議所 常務理事・事務局長
田中 みさ子	大阪産業大学 人間環境学部 准教授
野田 奏栄	社団法人大阪自然環境保全協会 理事
増田 啓子	龍谷大学 経済学部 教授
丸井 晶子	特定非営利活動法人ひらかた環境ネットワーク会議 理事長
◎三輪 信哉	大阪学院大学 国際学部 教授

◎は部会長、○は副部会長

資料4 枚方市環境審議会における審議経過

枚方市環境審議会における審議経過は、以下のとおりです。

本計画の策定にあたり、平成 22 年 7 月の諮問に対して、全 5 回の枚方市環境審議会環境基本計画改定部会での検討を踏まえ、平成 22 年 11 月に答申を行いました。

年月日	会議名	主な審議事項
平成 22 年 7 月 2 日	第 1 回枚方市環境審議会	・ 枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（諮問）
平成 22 年 8 月 3 日	第 1 回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・ 審議スケジュールについて ・ 枚方市の環境の現状と課題について
平成 22 年 9 月 7 日	第 2 回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・ 枚方市環境基本計画に基づく主な取り組みについて ・ 基本目標について ・ 施策の体系について
平成 22 年 10 月 1 日	第 3 回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・ 部会報告案について
平成 22 年 10 月 15 日	第 4 回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・ 部会報告案について
平成 22 年 10 月 29 日	第 5 回枚方市環境審議会 環境基本計画改定部会	・ 部会報告案について
平成 22 年 11 月 17 日	第 2 回枚方市環境審議会	・ 部会報告について ・ 答申案について
平成 22 年 11 月 26 日		・ 枚方市環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について（答申）

資料5 市民ワークショップ

市民ワークショップは、環境基本計画の改定に先立ち、環境保全活動への関心や参加意欲の向上、環境保全活動を担う人材や組織の発掘・育成を図ることを目的に開催しました。

	年月日	内容
第1回	平成22年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの方針 ・テーマ等の設定
第2回	平成22年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマとゴール（アウトプット）の検討 ・テーマの手順や必要資料等の意見交換
第3回	平成22年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマからゴールに向けた意見交換や作業
第4回	平成22年9月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・成果のたたき台についての意見交換と作業
第5回	平成22年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ成果の仕上げ ・成果の発表
第6回	平成22年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの総括 ・講師との意見交換

資料6 枚方の環境をお知らせする会

枚方の環境をお知らせする会は、枚方の環境の現況や講じている施策について紹介し、市民の環境に対する思いや意見を聴くために開催しました。

	年月日	場所
第1回	平成22年10月18日	南部生涯学習市民センター
第2回	平成22年10月19日	津田生涯学習市民センター
第3回	平成22年10月21日	楠葉生涯学習市民センター
第4回	平成22年10月24日	枚方市市民会館

資料7 市民アンケート

アンケートで市政についての意見・提案などを聴く「市政モニター制度」の中で、平成21年度に環境に関するアンケートを実施しました。

■調査対象：郵便による郵送モニター：128人

インターネット利用によるeモニター：78人

合計208人

■実施期間：平成21年8月28日から平成21年9月14日まで

■回収結果：郵送モニター：配布数128 回答数101 回収率78.9%

eモニター：配布数78 回答数33 回収率42.3%

■調査項目：問1 枚方市内の環境の変化に関する認識について

問2 枚方の代表的な自然環境、都市環境に対する将来の意向について

問3 環境問題に対する将来の希望について

問4 環境に関する行動の実践状況について

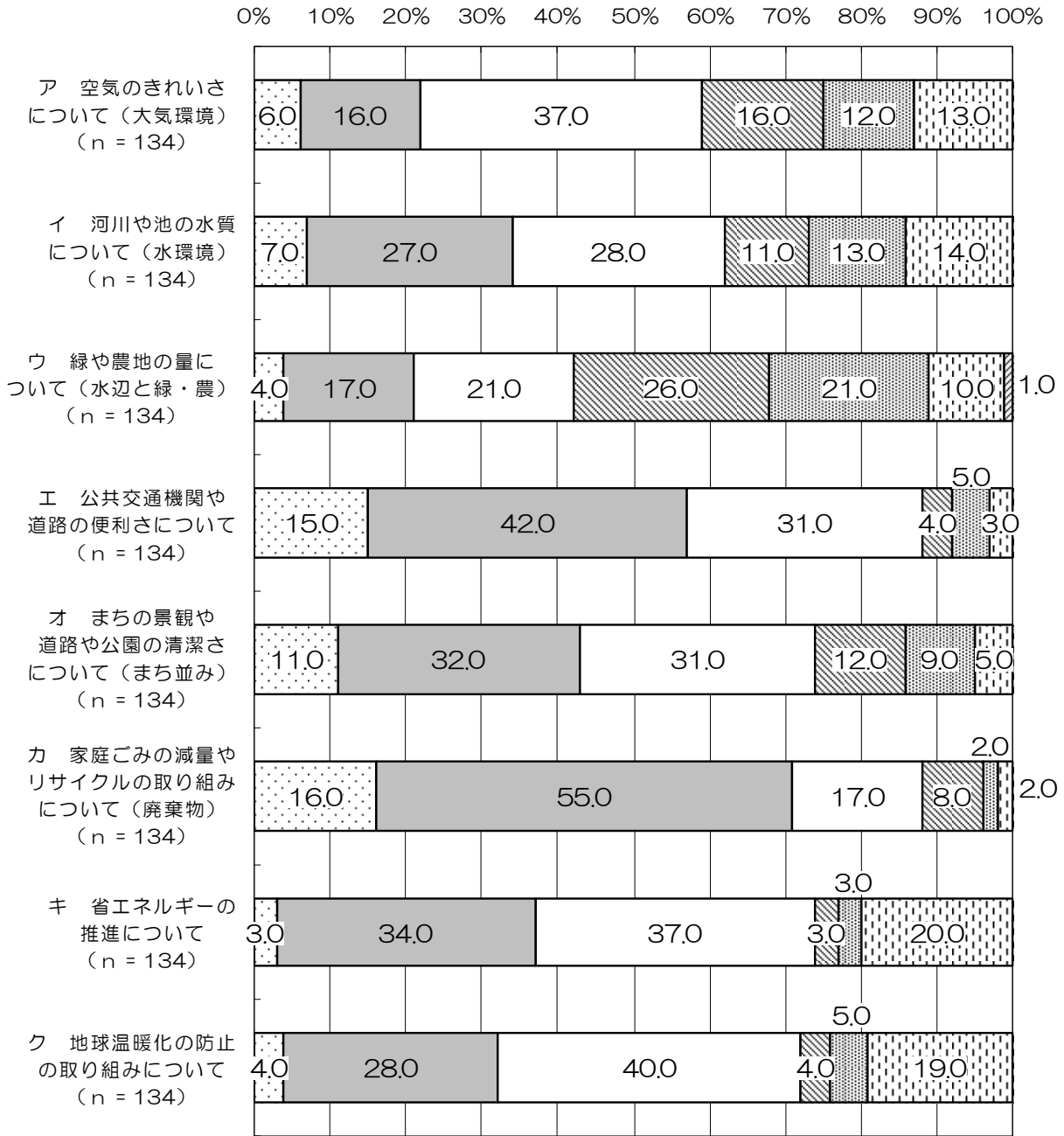
問5 生活する中で改善すべき問題の認識について

問6 環境保全のために行政に期待する取り組みの意向について

問7 既存の環境施策に対する継続性について

問1 お住まいの周りや枚方市内の環境が10年前(平成11年頃)に比べ、どのように変化したと思いますか。

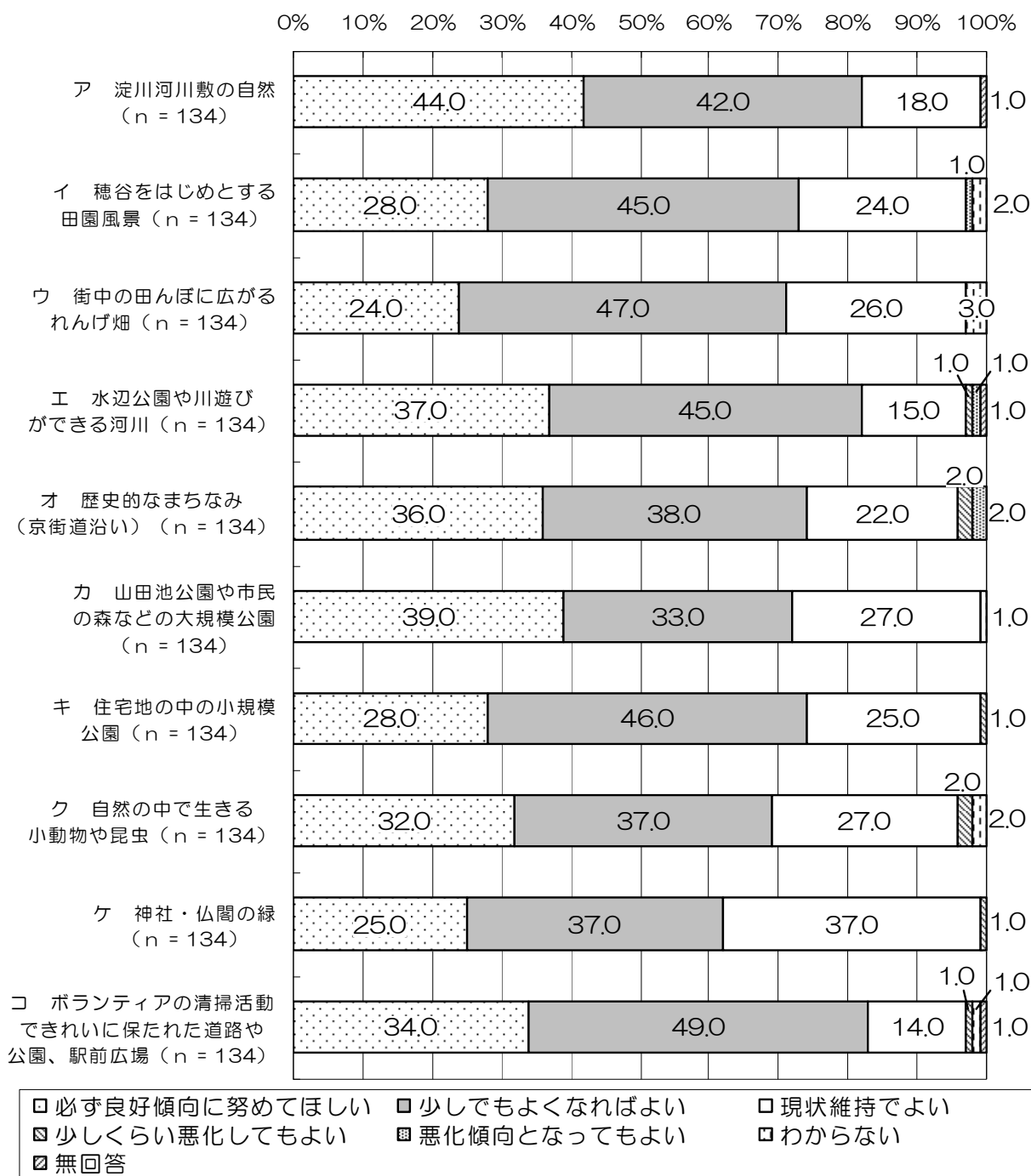
「良くなった」、「やや良くなった」を合わせると、「家庭ごみの減量やリサイクルの取り組みについて(廃棄物)」が71%と最も高く、次に、「公共交通機関や道路の便利さについて」が57%となっています。



□良くなった □やや良くなった □変わらない □やや悪くなった □悪くなった □わからない □無回答

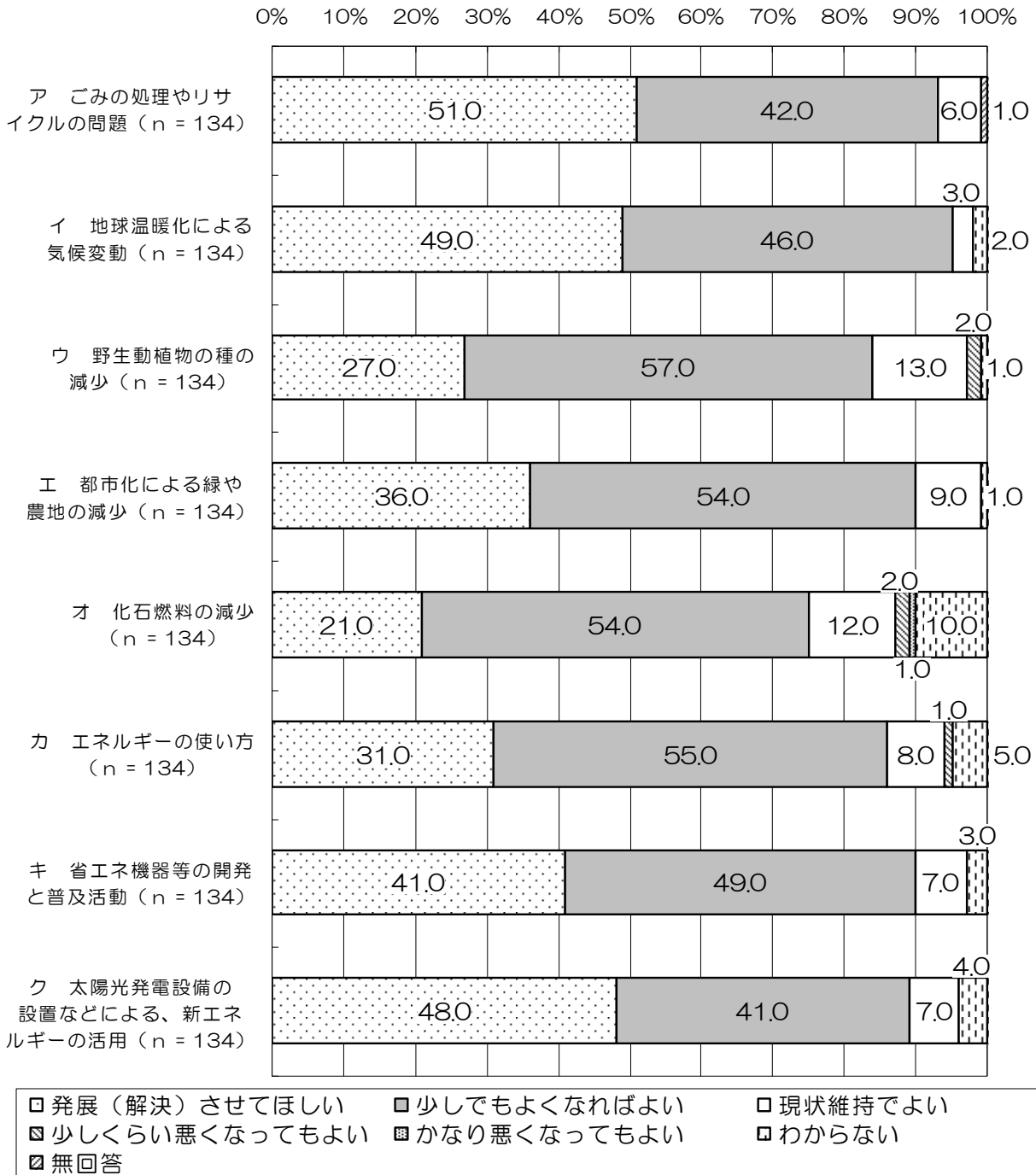
問 2 枚方の代表的な自然環境、都市環境をあげています。将来、どのようにしていきたいと思
いますか。

「必ず良好傾向に努めてほしい」、「少しでもよくなればよい」を合わせると、「淀川河川
敷の自然」が 86%と最も高く、次に、「ボランティアの清掃活動できれいに保たれた道路
や公園、駅前広場」が 83%となっています。



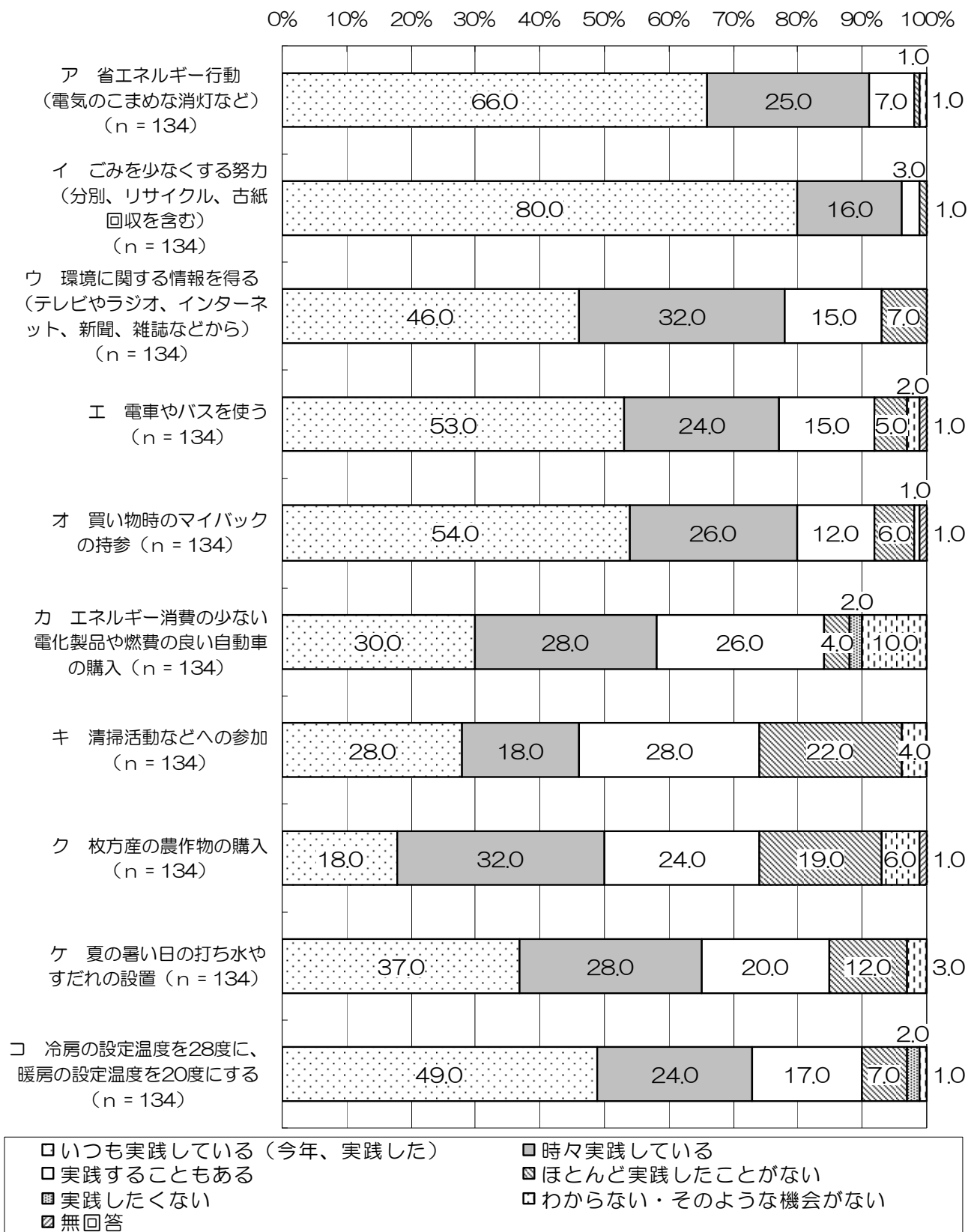
問 3 いくつか例をあげている環境問題について、将来の傾向がどのようになればいいと思いますか。

「発展（解決）させてほしい」、「少しでもよくなればよい」を合わせると、「地球温暖化による気候変動」が95%と最も高く、次に、「ごみの処理やリサイクルの問題」が93%となっています。



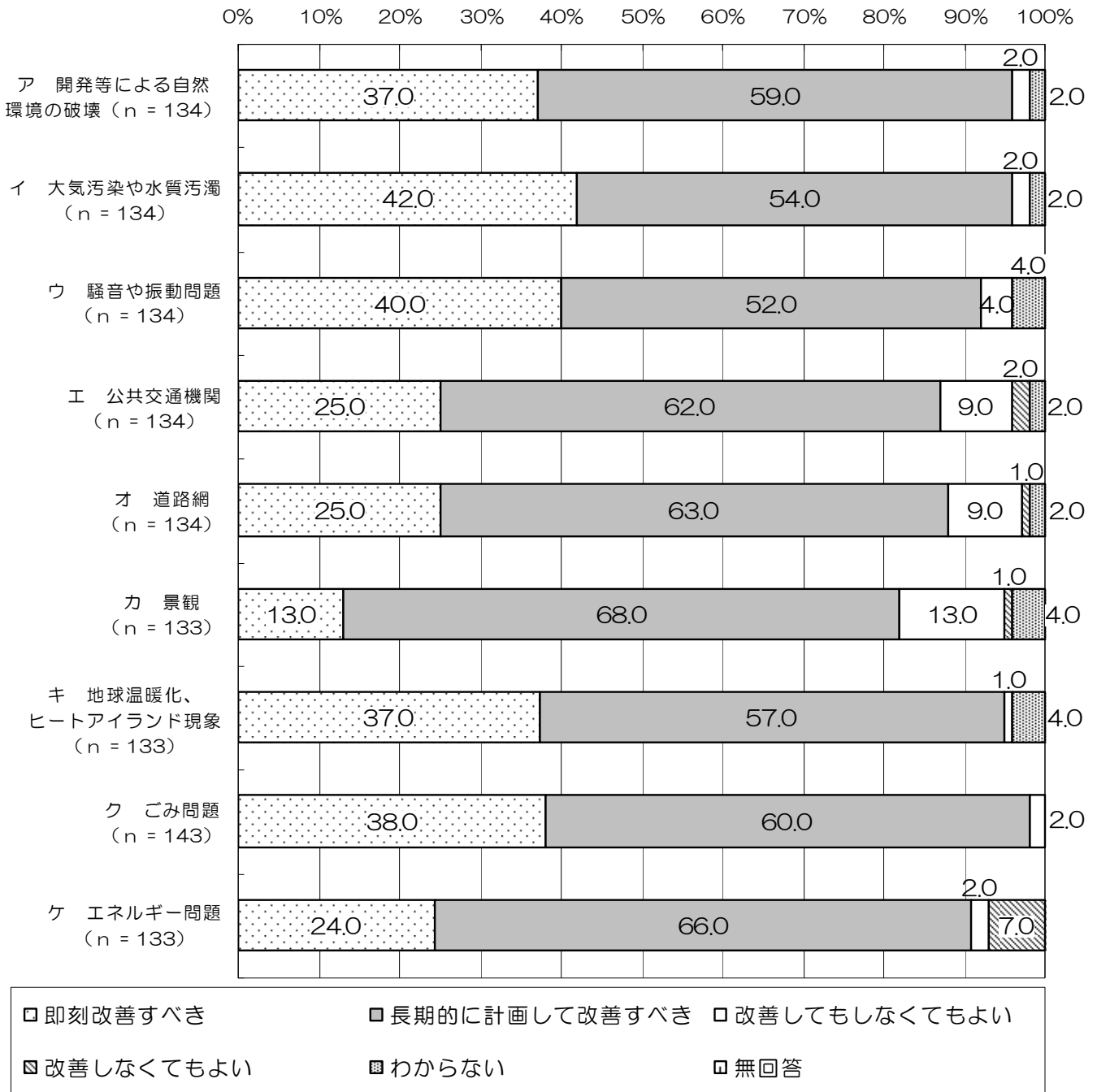
問 4 下記のような取り組み(実践行動)を実践されたことがありますか。

「いつも実践している(今年、実施した)」、「時々実践している」、「実践することもある」を合わせると、「ごみを少なくする努力(分別、リサイクル、古紙回収を含む)」が99%と最も高く、次に、「省エネルギー行動(電気のこまめな消灯など)」が98%となっています。



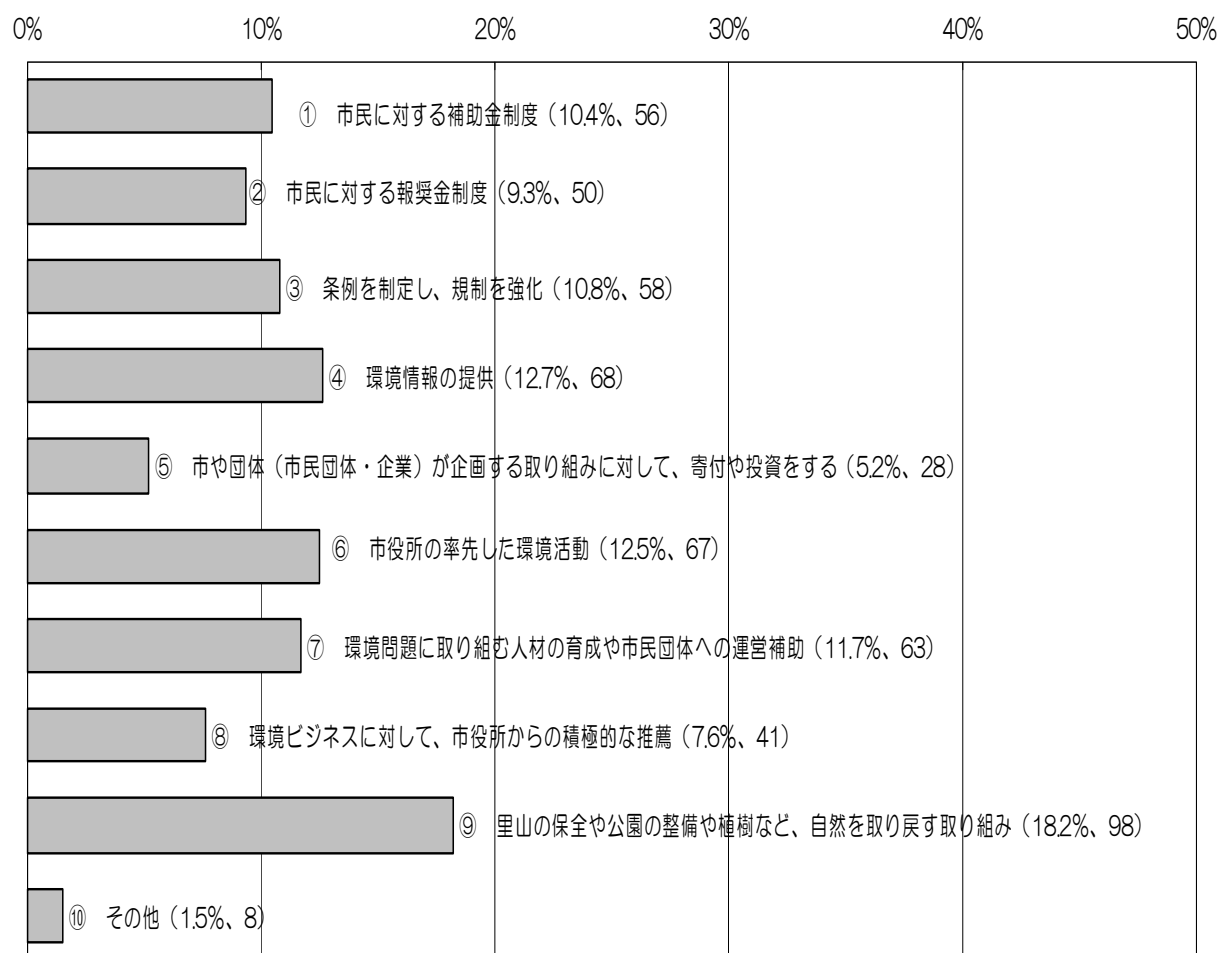
問5 枚方市内で生活する中で、改善すべきと思われる問題はどのようなものですか。

「即刻改善すべき」、「長期的に計画して改善すべき」を合わせると、「ごみ問題」が98%と最も高く、次に、「開発等による自然環境の破壊」と「大気汚染や水質汚濁」が96%となっています。



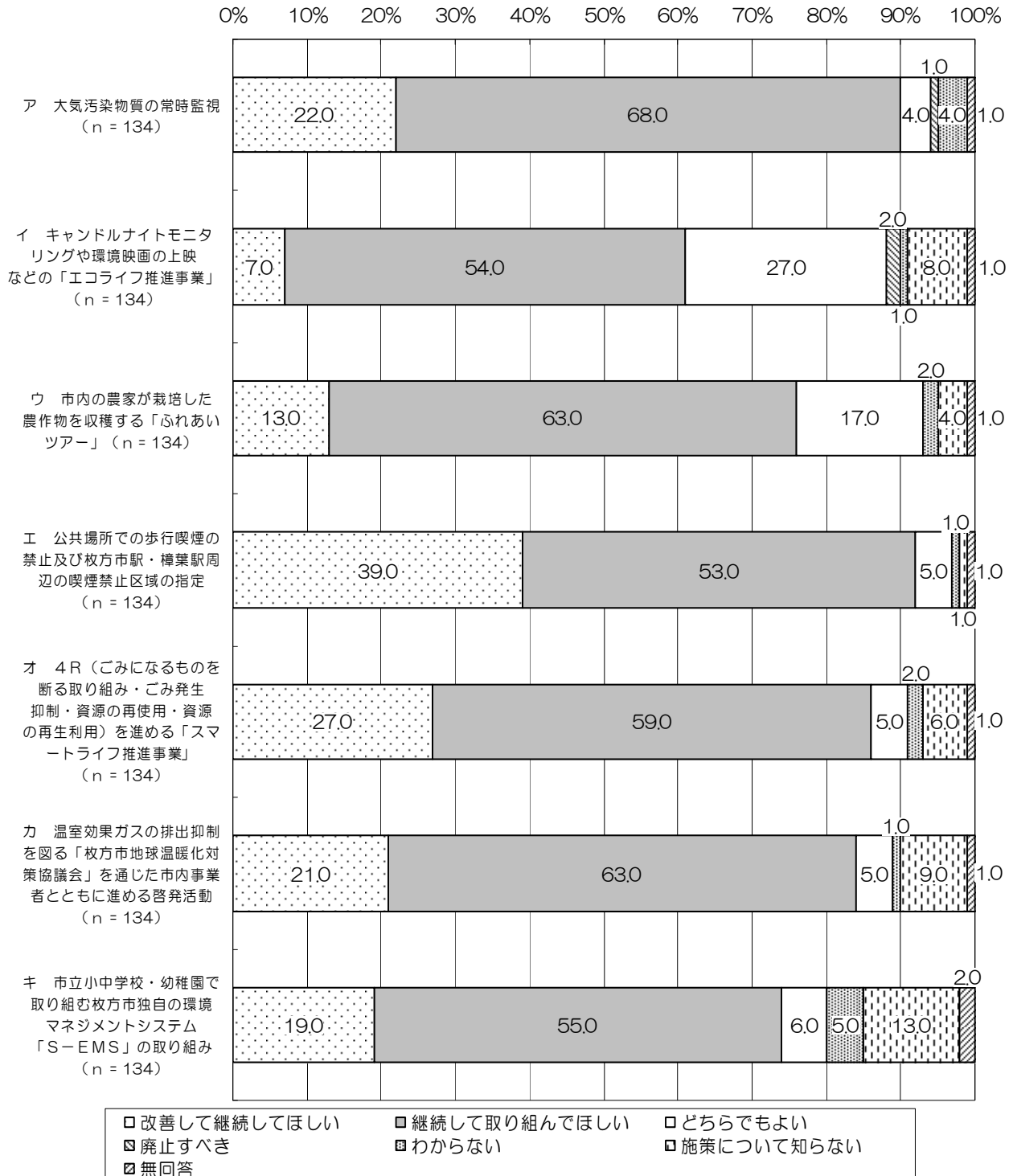
問6 環境保全のために、枚方市役所に期待する取り組み、望む取り組みといえば、どのようなものですか。(複数回答可)

「里山の保全や公園の整備や植樹など、自然を取り戻す取り組み」が18.2%と最も高く、次に、「環境情報の提供」が12.7%となっています。



問 7 枚方市では、環境問題について、環境基本計画を策定した当初から環境部門だけではなく、市全体で取り組んでいます。その中で次に上げる環境を守る主な施策について、どうすればよいと思いますか。

「改善して継続してほしい」、「継続して取り組んでほしい」を合わせると、「公共場所での歩行喫煙の禁止及び枚方市駅・樟葉駅周辺の喫煙禁止区域の指定」が 92%と最も高く、次に、「大気汚染物質の常時監視」が 90%となっています。



資料8 用語説明

ア行

アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを停止すること。

不必要なアイドリングをやめれば、自動車の燃料が節約でき、排出ガスや二酸化炭素の削減効果があるので、大気汚染や地球温暖化の防止に繋がる。

アスベスト

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等の優れた性質を持つことから、建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていた。微細な繊維の状態が容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫などの原因になる。

アダプトプログラム

市民グループや企業などの団体が、地域に根差した社会貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度のこと。

一酸化炭素 (CO)

無色・無臭の気体で、毒性が強く、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱める。炭素を含む燃料等が不完全燃焼するときに発生し、自動車の排出ガス中にも含まれる。

一酸化窒素 (NO)

無色・無臭の気体で、空気中で燃焼すると発生する。大気汚染で問題となる窒素酸化物の1つであり、空気中で二酸化窒素となる。ボイラーや自動車からの排出ガス等に含まれる。

エコアクション21

環境省が策定したガイドライン。環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツールであり、中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるように工夫されている。

大阪エコ農産物

農薬の使用回数や化学肥料の使用量が慣行栽培の半分以下で栽培された農産物として、大阪府が認証したもの。

大阪府酸性雨調査連絡会 (APSN-OSAKA)

大阪府域における酸性雨の状況を把握するため、大阪府・府内市町村で構成する組織。梅雨期と秋期に酸性雨共同調査を実施しており、調査結果の報告と酸性雨関連情報の共有を行っている。

大阪府フロン対策協議会

フロンの回収・処理を推進するための啓発活動等を行うため、大阪府・府内市町村・関係業界団体・消費者団体等で構成する組織。

オゾン層

地上から10～50km上空の成層圏にあるオゾンが多く存在している層のこと。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守っている。

近年、フロンの放出等によりオゾン層破壊が確認されており、有害な紫外線の増加による皮膚がんや白内障などの人の健康への影響などが問題となっている。

温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線を大気中で吸収し、その一部を再放射して地表付近の大気を暖める気体のこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。

カ行

学校版環境マネジメントシステム (S-EMS)

市内の全公立小中学校と幼稚園を対象に、教職員や子どもたちが効果的に環境保全活動に取り組むため、実施している市独自の環境マネジメントシステムのこと。

カドミウム (Cd)

摂取すると肝臓や腎臓に蓄積し、機能障害を起こす。また、骨軟化症を起こすこともある。主な発生源は、亜鉛や銅の採鉱精錬加工、電池の製造、メッキ等である。富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病は、カドミウムが原因である。

環境影響評価 (環境アセスメント)

開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き環境保全に配慮することにより、環境汚染を未然に防止する制度。

環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、公表する仕組み。

環境基準

環境基本法に基づく環境保全に係る行政上の政策目標で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム (EMS)

企業等が自主的に環境保全に関する取り組みを推進するために、環境に関する方針や目標を定め、これらの達成に向けて実行し、その結果を点検して方針等を見直すという一連の体制・手続き等の仕組みのこと。代表的なものとして、国際標準化機構 (ISO) が発効した ISO14001 がある。

気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3)

地球温暖化防止に関する取り組みを国際的に協調して行っていくために、平成 9 年 12 月に京都で開催された会議。この会議で、京都議定書が採択された。

京都議定書

平成 9 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議 (COP3) において採択された。先進各国の温室効果ガスの排出量の削減目標が定められており、日本は第一約束期間 (平成 20 年～24 年) における温室効果ガスの平均排出量を、平成 2 年に比べて 6%削減するという目標が割り当てられている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、できる限り環境への負荷が少ないものを選んで優先的に購入すること。

グリーンコンシューマー

できる限り環境への負荷が少ない製品やサービスを選ぶなど、環境に配慮した行動をする消費者のこと。

建築協定

建築基準法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定のルールを地域住民が自主的に取り決めて、お互いに守り合っていくことを約束する制度。

光化学オキシダント

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンなどの二次的汚染物質の総称。光化学スモッグの原因となる。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかった状態になることをいう。光化学スモッグは、日差しの強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくい比較的小さな地域の公共交通需要に対応するために運行するバスの総称。

サ行

再生可能エネルギー

自然環境の中で起こる現象から取り出すことができ、エネルギー源として持続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

里山

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象のこと。この結果、河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化遺産などに悪影響が及ぶことが懸念されている。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

食育

食育基本法の中で「生きる上での基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされている。

水素イオン濃度 (pH)

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。

スマートライフ

リフューズ（無駄にごみとなるものは断る心がけ）・リデュース（ごみが出ないようにする心がけ）・リユース（できるだけ繰り返し使う心がけ）・リサイクル（資源として再利用する心がけ）の4Rの取り組みを通して、環境にやさしい生活を実践すること。

生物化学的酸素要求量（BOD）

河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚染物質が微生物によって無機化あるいは、ガス化されるときに必要なとされる酸素量（単位 mg/L）のこと。この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態系の多様性」を意味する包括的な概念。

全シアン

シアン化合物の総称。シアンイオン、シアン化水素、金属のシアン化物、金属シアン錯体、有機シアン化合物などの形で存在する。生体への蓄積性はないが、急性毒性を引き起こす。人体に吸収されると、血液中で呼吸酵素を阻害し、頭痛、吐き気、浮腫などを引き起こす。

タ行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成する。その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

大腸菌群数

し尿による汚染の度合いを示す指標で、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、検水 1mL 中の個数（正確には培養後のコロニー数）または、検水 100mL 中の最確数（MPN）で表される。

堆肥

有機物を微生物の働きによって分解・発酵させたもの。土壌改良材として用いる。

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。IPCC 第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定している。

地区計画

安全で快適なまち並みの形成や良好な環境の保全を図るため、地区の特性に応じて、区域内に必要な道路や公園などの地区施設の配置や、建築物の用途・形態などの規制を定める都市計画。地区計画は、開発行為や建築行為等の適正な誘導を図る。

窒素酸化物（NOx）

窒素の酸化物の総称。大気汚染物質としては主に一酸化窒素、二酸化窒素がある。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫酸酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。

低公害車等

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの自動車等をいう。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、LPG 自動車をいう。

低炭素社会

温室効果ガスの排出を最小化するための配慮が徹底され、生活の豊かさを実感できる社会。

ナ行

二酸化硫黄（SO₂）

空気より重い無色の気体で、腐敗した卵に似た刺激臭があり、目、皮膚、粘膜を刺激する。硫黄を含む石油や石炭の燃焼時に排出され、大気汚染や酸性雨の原因となっている。亜硫酸ガスともいう。

二酸化窒素（NO₂）

赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくい。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

ハ行

微小粒子状物質 (PM2.5)

浮遊粒子状物質のうち、その粒径が 2.5 μm 以下のもの。

ヒートアイランド

都市化の進展に伴う建築物、舗装等による地表面被覆の人工化や都市活動に伴う人工排熱の増加等により、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

浮遊物質 (SS)

河川等のごりの度合いを示す指標で、粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称。数値が大きいほど水がにごっていることを示す。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で、その粒径が 10 μm 以下のもの。主成分は、二次生成塩、砂塵、海塩粒子などである。

マ行

緑の回廊

野生生物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すために、森林や緑地などが相互に連結された空間のこと。

緑のカーテン

夏の日射しを遮るために、日当たりの良い窓辺や壁面などにつる性の植物（ゴーヤや琉球アサガオなど）をカーテン状に育てたもの。

緑のじゅうたん

小中学校のグラウンドなどを芝生化したもの。

モニタリグサイト 1000

平成 14 年に環境省で策定された「新・生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の変化を早期に捉え、適宜、必要な対策を講じるために、地元の専門家や NPO とネットワークを作りながら全国に 1000 か所程度の調査地点を設定し、森林、里地、湖沼、干潟など各生態系を、100 年間の長期にわたってモニタリングしていくというもの。

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が社会的にも個人的にも望ましい方向に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

ヤ行

溶存酸素量 (DO)

水質汚濁の代表的な指標のひとつで、大気中から水に溶け込んでいる酸素の量のこと。汚濁度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれる。

ラ行

レンゲ栽培米

レンゲ草を植え、それを有機肥料として利用し、施肥量の軽減を図り、栽培した米のこと。

アルファベット

IPCC

IPCC とは「気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change)」といい、人為的な気候変動のリスクに関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者などに広く利用してもらうことを目的に設立され、評価報告書を定期的に発表している。

ISO14001

国際標準化機構 (ISO) が規定した、環境マネジメントに関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するための仕組みを構築するために要求される内容が規定されている。

資料9 枚方市環境基本条例

平成 10 年 3 月 27 日

条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針(第 8 条)

第 2 節 環境基本計画(第 9 条・第 10 条)

第 3 節 環境の保全と創造を推進するための施策(第 11 条—第 23 条)

第 3 章 地球環境の保全の推進(第 24 条・第 25 条)

第 4 章 環境審議会(第 26 条)

附則

人は、空気、水、大地、太陽などの自然の恩恵のもとに生存してきた。

私たちの枚方市は、大阪と京都の中間に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれて、生命をはぐくみ発展してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費などを伴った社会経済活動は、生活の利便性を高める一方、身近な自然を減少させ、環境への負荷の急速な増大をもたらし、私たちを取り巻く生態系の微妙な均衡と循環にも影響を及ぼすこととなり、すべての生き物の生命の源であり、人類の存続の基盤であるかけがえのない環境が地球規模で損なわれつつある。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このため、私たちは、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていることや、地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識のもとに、市民憲章の理念を踏まえ、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な“環境を思いやるまち枚方”を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造(以下「環境の保全と創造」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指すべきこと。
- (3) 地域における多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (4) 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全と創造に関する活動への取組の支援に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第6条の2 市・事業者・市民は、それぞれの責務の下で、協働して環境の保全と創造に関する施策及び活動を推進するよう努めなければならない。

(環境の状況等の報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第8条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により豊かな生態系が保持されるとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいが図られること。
- (3) 環境に配慮した秩序ある住環境の創出を図り、安全で良好な都市環境が形成されること。
- (4) 水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、快適な環境が創造されること。
- (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、枚方市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施するに当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者及び市民が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとする。

(公害に係る被害救済)

第 14 条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

第 15 条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加)

第 16 条 市は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力等が得られるように努めなければならない。

(環境教育及び学習)

第 17 条 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、施設の整備及び充実を図るとともに、環境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実等に係る必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第 18 条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第 19 条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境情報の公開及び提供)

第 21 条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を公開し、適切に提供するように努めるものとする。

(広域的連携)

第 22 条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(推進体制)

第 23 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものとする。

第 3 章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

第 24 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むように努めなければならない。

(地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第 25 条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と連携し、国際協力に貢献できるように努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

第 26 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

6 特別の事項を調査審議させるため必要のあるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、特別の事項の調査審議に関し、適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

8 審議会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(平 11 条例 11・一部改正)

(平 18 条例 31・一部改正)

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 19 日条例第 11 号抄)

この条例は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 16 日条例第 31 号抄)

この条例は、平成 18 年 6 月 16 日から施行する。

みんなで作る、環境を守りはぐくむまち 枚方

第2次枚方市環境基本計画

発行年月 平成23年3月
発行 枚方市
〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1-20
TEL 072-841-1221
編集 環境保全部 環境総務課